

令和7年度世界のウチナーネットワーク強化推進沖縄文化芸能指導者派遣事業委託業務 企画提案仕様書

1 委託事業名

令和7年度世界のウチナーネットワーク強化推進沖縄文化芸能指導者派遣事業

2 事業目的

「世界のウチナーンチュの日」に関連してイベント等を実施する海外県人会に対し、沖縄の持つ多様で魅力的な文化芸能の指導者を派遣し、その活動を支援することで、沖縄が持つ魅力を海外に発信するとともに、海外県人会と沖縄の繋がりを継承・発展・強化する。特に次世代への継承の観点から、若い世代の活性化や県人会への参加促進を促すような取組を支援することを目的とする。

3 事業内容

令和7年10月30日「世界のウチナーンチュの日」の前後に、海外県人会が主催する「世界のウチナーンチュの日記念イベント」に合わせて、沖縄から文化芸能の指導者及びコーディネーターを派遣することを通して、母県沖縄との絆を強め、「世界のウチナーンチュの日」のイベント等について、海外県人会が主体的かつ継続的に取り組んでいけるよう支援する。なお、指導者がコーディネート業務を兼ねることは妨げない。

企画提案時における条件は以下のとおりとする。

※海外県人会及び指導者等との今後の調整により、実施時点で派遣先や時期が変更となる場合があることに留意すること。

後日、派遣先決定後に修正

	県人会名	指導時期（※現地時間）	指導内容	希望する指導団体
1	カルガリーオキナワンクラブ (カナダ/カルガリー)	2025年8月23日（土） ～31日（日）	エイサー	特になし
2	レスブリッジ 沖縄文化協会 (カナダ/レスブリッジ)	2025年7月、8月の内、 1週間程度	三線	特になし
3	グアテマラ沖縄 県人会 (グアテマラ/ウエウエテナンゴ市内)	2025年9月1日～4日 または 同年9月8日～11日	古武道	実践沖縄武道連盟流成會

※可能な限り事前にオンライン指導も行うこと

4 事業予算額

- (1) 10,443 千円（税込み）以内とする。
※企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない
- (2) 委託料は、業務完了後、実績報告に基づいて額の確定を行い、原則として精算払を行うが必要に応じて概算払いに応じるものとする。

5 委託期間

契約締結の日～令和8年（2026年）1月30日

6 委託業務内容

- (1) 派遣先海外県人会との連絡及び調整
 - ①海外県人会との連絡を密に行い、派遣のスケジュール、指導形態（例 ワークショップ、定期的に行われる稽古への参加、オンライン）、練習場所の確保等について一切の調整を行うこと。
 - ②カナダ沖縄県連合会が開催するカナダ沖縄県人移民 125 周年記念式典の開催に際し、派遣先の 1, 2 の県人会への技術指導を行うとともに、指導者の同式典への参加についてもあわせて調整を行うこと。
 - ③指導者派遣に同行するコーディネーターを配置し、コーディネーターは現地指導やイベントの様子を記録（写真及び動画の撮影）すること。
 - ④指導は、オンライン指導と現地指導合わせて行うことを派遣先の県人会と調整すること。
 - ⑤県人会が必要とする動画や音源、資料等を提供し、事前練習のサポートを行うこと。
 - ⑥県人会が主催するイベントに若い世代が参加しやすくなるような助言を行うとともに、可能な限り指導者及びコーディネーターもその取組に参画すること。
- (2) 派遣する専門家の選定
 - ①派遣先の県人会の要望を的確に把握し、継続的な活動につながるように配慮して、要望に沿った指導者及びコーディネーターを選定すること。
 - ②各ジャンルにおいて指導内容を習熟し、かつ県内外における芸能公演等の開催に携わるなどの実績を有する専門家を選定し、県との協議により決定すること。
- (3) 旅行の手配
派遣にかかる航空券等の手配、宿泊先の確保、保険契約の手続き等、派遣に係る旅行の一切の手配を行うこと。また、宿泊は海外県人会に協力を仰ぎ、ホームステイを検討するとともに、現地の移動についても、海外県人会に協力を仰ぐこと。なお、航空機の手配に際しては指導者に負担のかからないよう、時間的に余裕をもった行程を提案すること。
- (4) 動画コンテンツの制作
指導中の様子を記録した写真や映像等を加工し、動画コンテンツ（各派遣先ごとに 5 分程度）を制作すること。なお、9 月までに派遣する県人会がある場合は、左記の動画とは別に短編動画（2～3 分程度）に編集し、10 月中旬までに納品すること。
- (5) 派遣先県人会メンバーと指導者等とのオンライン交流
全ての派遣が終了した後、12 月下旬までに、全ての派遣先県人会と沖縄から派遣した指導

者等を含めた振り返りや今後の展望等について意見交換や情報交換を行うオンライン交流会を実施すること。派遣した県人会のみならず、広く参加を呼びかけ、本事業を知らない県人会の取り組みの参考となるようなプログラムとすること。

(6) 事業報告書及び事業報告書概要版の作成

写真を中心とした事業報告書を作成すること。また、派遣先海外県人会へ事業成果を測るためのアンケート（受講者用及びイベント参加者用）を実施し、結果を事業報告書に掲載すること。

(7) その他、事業目的に沿った独自の提案

7 連絡調整

(1) 事業実施中

①業務の進捗状況報告、業務内容に関する打合せについて、必要に応じて実施すること。また、その日程調整及び連絡通知を行うこと。

②連絡会議に必要な資料を用意し、議事録を作成すること。

③連絡会議に必要な費用負担を行うこと。

(2) 事業実施後

事業運営を通じての課題を抽出し、改善点を報告すること。

8 積算見積について

(1) 各経費については、単価、数量、内訳等の見積条件を明記し、この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

(2) 各経費は税抜き価格とし、各経費の総額に消費税率を掛けて総事業費を記載すること。

※1円未満の端数については切り捨てるものとする。

(3) 積算の費目については、以下の内容で提出すること。

①直接人件費（事務局職員の人件費）

ア 総括担当者：複数の高度な業務に精通し、統括を行う。

また先例の少ない特殊な業務を担当する。

イ 専門員A：一般的な業務を複数担当し、高度な業務も担当できる。

ウ 専門員B：上司の指導のもとに、一般的な業務を担当し、基礎的資料を作成する。

②直接経費

ア 補助員人件費

イ 旅費

ウ 会場費

エ 謝金

オ 賃借料

カ 消耗品費

キ 印刷製本費

ク 通信運搬費

ケ その他必要経費（※内訳等を明かにすること）

③再委託費

県との取り決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他社に行わせるために必要な経費。

④一般管理費

次の計算式により算出すること。

$(① \text{ 直接人件費} + ② \text{ 直接経費} - ③ \text{ 再委託費}) \times 10 / 100$ 以内

⑤消費税

9 再委託等の制限

(1) 一括再委託の禁止

委託業務の契約金額の1/2を越える業務、委託業務に係る統轄的かつ根幹的な業務を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

(2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

〈その他、簡易な業務〉

資料の収集、整理、複写、印刷、製本

原稿・データの入力及び集計

イベントやWEBサイト運営に係る通訳、翻訳業務

イベント実施に係る荷物の輸送、移動・宿泊手配

その他、県が簡易と決定した業務

(3) 再委託の相手方の制限

暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に本委託業務を委任し、又は請け負わせることはできない。

10 著作権

(1) 成果物の著作権及び使用権は、沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

(2) 本業務で納品する成果物に係る著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利は、成果品の引渡しと同時に、委託者に帰属するものとする。

(3) 業務を遂行するにあたり、第三者が権利を有する画像等の利用が必要となるときは、その取扱いについて協議し、受託者又は本県と該当第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な処置を講じるものとする。

11 提案にあたっての留意事項

(1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。

(2) 委託事業者は、提案された内容等を総合的に評価し決定する。そのため、事業を実施するにあたっては、沖縄県と協議して進めていくものとし、提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。

(3) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算、その他諸事情により変更することがある。

12 守秘義務及び個人情報の取り扱い

受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた資料等については善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講じること。

また、業務遂行上知り得た事項についても慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定され得るものに係る情報（個人情報）の取り扱いについては、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。

13 成果物

(1) 事業報告書（現物 10 部、電子データ 1 部）

(2) 6 (4)における動画コンテンツの電子データ

※作成の際は、インターネット上で公開しても差し支えないよう予め個人情報や著作権等その他権利関係の許可を得ておくこと（沖縄県のウェブサイトに掲載予定）。

14 その他

(1) 本事業を進めるにあたっては、必ず県と協議し行うこと。

(2) 受託者は県からの要請に応じ、会議等に参加しなければならない。

(3) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県文化観光スポーツ部交流推進課と協議すること。

(4) その他、上記仕様書に示されていない事項については、県と受託者との協議の上取り決めるものとする。